



## 第5章

# 課題と施策の展開方向



# I 健やかに暮らせるまちづくり

健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、要介護状態になることを防ぐ介護予防や、高齢者一人ひとりの健康づくりに取り組むとともに、安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。

## 1 要支援・要介護状態にならないために

### (1) 現状と課題

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、支援を必要とする方が増加すると見込まれる中、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加を推進し、介護予防の取組を強化することが重要です。そのため、地域のサロン活動をはじめとした通いの場を引き続き充実させる必要があります。

また、高齢者は気づかないうちに、心身機能や生活機能が低下するフレイルに陥りやすいため、フレイルになる前に、予防することが必要です。そのためには機能維持や改善、社会参加意欲の向上を図り、地域で自分らしい暮らしができるように支援することが重要です。

そのため、リハビリテーションの観点も取り入れ、多職種で支援を検討し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上に取り組めます。

さらに、認知症に対する理解の促進も重要な課題となっており、その普及啓発も強化していく必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ア 介護予防の普及啓発

##### 《パンフレット等の配布、講演会・出前講座の開催》

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布や講演会を開催するとともに、介護保険の知識や適正な介護サービスの使い方、健康長寿に関して出前講座を開催します。

(介護保険課・健康長寿課)

### 《各種介護予防事業の実施》

高齢者が健康を維持し、要支援・要介護状態にならないために、倉敷市総合福祉事業団・高齢者支援センターにおいて、介護予防・転倒予防教室をはじめとした各種介護予防事業を実施します。 (健康長寿課)

### 《健康づくり活動を通じた意識の醸成》

健康づくりの知識の普及や住民主体の健康づくり活動の支援を実施し、介護予防への意欲が高まるよう働きかけます。

また、高齢者支援センターと保健師が連携し、普段の活動を通して住民の介護予防に対する関心・意欲を高めるよう働きかけます。 (健康づくり課)

## イ 社会参加による介護予防の推進

### 《ふれあいサロン活動》

日ごろから外出することが少ないひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。

(健康長寿課)

### 《地域の多様な通いの場への支援》

生活支援コーディネーターや高齢者支援センターが、地域の関係者や関係機関と連携して、いきいき百歳体操やラジオ体操等の運動を中心にした通いの場、食事会や茶話会等の多様な交流を行っている通いの場の運営等の支援を行います。

また、医療機関や介護事業所において、地域交流スペース等を活用して運営する健康いきいきサロンを支援し、高齢者の社会参加を促進します。 (健康長寿課)

### 《いきいきポイント制度》

高齢者等が介護施設や子育て支援拠点等でのボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、参加者自身の健康増進・介護予防を図っていくことを支援します。 (健康長寿課)

## ウ 高齢者の自立支援に向けた取組

### 《短期集中健幸アップ教室》

要支援認定者等に対して、リハビリテーション専門職等が3～6か月間積極的に関わり、訪問や通所のプログラムを組み合わせ、身体機能に加え、生活機能の向上を図り、社会参加の意欲が増えるように支援を行います。 (健康長寿課)

### 《地域ケア個別会議》

要支援認定者等の自立支援と生活の質の向上を図るため、リハビリテーション専門職や薬剤師、管理栄養士等の多職種からのアドバイスにより、介護サービスと地域資源を適切に組み合わせた自立支援に資するケアマネジメントを進め、高齢者がその人らしい生活が送れるよう支援します。 (健康長寿課)

### 《保健事業と介護予防の一体的な取組》

健康課題のある高齢者に対し、健康状態を踏まえた訪問支援等を行うとともに、地域の身近な通いの場に医療専門職が出向き、フレイル予防等の講座や相談を行い、効果的に自立支援と重症化防止を図っていきます。

(健康長寿課・医療給付課・国民健康保険課・介護保険課・健康づくり課)

### 《通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣》

地域における健康づくり、介護予防の取組を強化するために、住民主体となって行う通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、効果的な体操等を指導することでフレイル予防に取り組みます。 (健康長寿課)

## エ 認知症予防の推進

### 《認知症予防・啓発》

出前講座などでの健康教育を通じて、認知症に対する理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及啓発を図ります。

また、認知症キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座を開く講師)が活躍できる体制を整備し、認知症サポーターを地域に増やすことによって、認知症の人とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、認知症の発症及び進行の防止、認知症に対する理解や対応等の普及啓発を目的として情報提供を行います。 (健康長寿課・健康づくり課)

### 《生活習慣病予防》

認知症の発症予防のため、認知症の危険因子とされている高血圧、糖尿病等の生活習慣病や喫煙等について、出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉え、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等が食事や歯・口の健康、運動習慣の改善や禁煙等に関する健康教育・健康相談を実施します。

また、健康診査の結果により、必要な方に対して保健指導を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図ります。 (健康づくり課)

### 《生活習慣病重症化予防》

認知症の発症予防のため、認知症の危険因子とされている高血圧、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防の取組を推進します。出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉えて広く市民に生活習慣病重症化予防について啓発するとともに、早期発見・早期治療するために、健康診査の周知及び受診率向上に努めます。

また、健康診査の結果や治療状況により、必要な方に対して保健指導を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図ります。 (健康づくり課・国民健康保険課)

## オ 脳卒中予防の普及啓発

### 《脳卒中予防》

要支援・要介護状態となる主要な原因のひとつである脳卒中を予防するために、出前講座やさまざまな場での健康教育などを通じて、脳卒中に対する理解と予防策についての普及啓発を図ります。 (健康づくり課)

## カ 口腔機能の維持・向上

### 《口腔機能の維持・向上にかかる普及啓発》

安全に楽しく食事をし、生きがいのある自立した生活を送ることができるよう、嚙むこと、飲み込むことがスムーズにできる体操等の指導を介護予防教室において行います。

健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、出前講座などさまざまな場での健康教育やイベントを通して、口腔機能を維持・向上の大切さについての普及啓発を図ります。

また、歯科医師会等の関連団体との連携も強化し、多職種と現状や課題を共有しながら、あらゆる機会を通じて地域への普及啓発を図ります。 (健康づくり課)

キ 栄養状態の改善

《栄養改善》

栄養改善協議会などの地域のボランティア団体等と連携し、高齢者を対象に料理教室等を行い、地域で共食する機会を提供することで食を通じた健康づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加を促し、食生活の自立や栄養状態の改善を図ります。

(健康長寿課・健康づくり課)

《給食サービスによる見守り》

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、高齢者等の福祉の増進を図ります。

(健康長寿課)

## 2 健康づくりを進めるために

### (1) 現状と課題

市民の健康状況をみると、公衆衛生の向上や医療技術の進歩等により、平均寿命は大幅に伸び、全国平均を上回っています。一方で、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増加しています。これらの疾患は、ねたきりや認知症等、要介護者の増加につながることから、生活習慣病への対策が必要です。健康づくりを進めるためには、健康を維持・増進させ、病気を予防する一次予防と、健康診査等による生活習慣病の早期発見・早期治療の二次予防を適切に行うことが必要です。

本市では、「倉敷市健康増進計画・食育推進計画」や「倉敷市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」を策定し、市民と協働して健康づくりを推進しています。今後も、これらの計画に基づいて、「健康寿命の延伸」「生涯現役」を図るべく、保健事業のさらなる充実を進める必要があります。

### (2) 施策の展開方向

#### ア 総合的な健康づくりの推進

##### 《くらしき健康福祉プラザにおける健康づくり事業の実施》

くらしき健康福祉プラザにおいて、体力測定、食生活調査及び生活習慣等の各種質問により、個人に応じた運動、栄養、休養の各処方を作成し、保健指導や各種トレーニング、セミナーを実施することで、一人ひとりの健康増進を図ります。（健康づくり課）

#### イ 健康・栄養・歯科相談の実施

##### 《健康相談の充実》

保健師、栄養士、歯科衛生士等が、広く市民に対しての各種イベント等における啓発、保健所、児島・玉島・水島・真備保健推進室の窓口、電話などで健康に関する相談を行い、生活習慣病や心身の機能低下を予防し、健康増進を図ります。（健康づくり課）

##### 《栄養相談の実施》

栄養士が、生活習慣病や低栄養等の不安やリスクがある方に対して、保健所、児島・玉島・水島・真備保健推進室の窓口や電話などで、栄養・食生活などに関する個別相談を行い、健康の維持、改善を図ります。（健康づくり課）



### 《歯科相談の実施》

歯科衛生士がむし歯、歯周病の予防や、食べる・話すなどの口腔機能の低下を予防するため、不安やリスクがある方に対して、保健所の窓口や電話などで、歯科に関する個別相談を行い、健康の維持、改善を図ります。（健康づくり課）

## ウ 健康診査・各種検診の実施

### 《健康診査の実施》

がんや脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に、健康診査や各種がん検診、歯周病検診の周知に努めるとともに、高齢者支援センターとも連携を図りながら受診率向上を図ります。

また、健康診査や各種がん検診の実施後は、生活習慣の改善に向けての保健指導や情報提供、精密検査の必要な方への受診勧奨を行います。

（健康づくり課・国民健康保険課）

### 《訪問歯科健康診査の実施》

疾病や障がいにより歯科医院への通院が困難な在宅療養者に対し、歯科医師が訪問により健康診査及び歯科保健指導を実施することにより、口腔衛生の保持増進及び口腔機能の維持・向上を図り、生活の質(QOL)の向上を目指します。（健康づくり課）

## エ 心の健康づくりの推進

### 《心の健康教育・くらしき心ほっとサポーターの養成》

心の健康づくりへの関心を高めるために、高齢者や支援者に対してうつ病やアルコール依存症、認知症などの病気、睡眠や休養などの生活習慣について、医師や保健師等による健康教育を行います。

また、地域への心の健康づくりの啓発や推進を担う人材として「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、協働して心の健康づくりを推進します。（保健課・健康づくり課）

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
くらしき心ほっとサポーター数	人	130	130	130

## オ 食を通じた健康づくりの推進

### 《食の健康教育》

生活習慣病及び低栄養・オーラルフレイルを予防し、心豊かな食生活を送るために、出前講座等の健康教育や各種イベント、また、栄養改善協議会等の関連団体と協働した普及啓発により、広く市民に対して、食を通じた健康づくりの推進を図ります。

(健康づくり課)

## カ 歯(口)の健康づくりの推進

### 《歯(口)の健康教育》

健康寿命の延伸及び生活の質(QOL)の向上を目指し、歯を失う大きな原因となるむし歯・歯周病の予防や口腔機能の維持向上、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受診することの重要性などについて、歯科医師会等とも連携しながらあらゆる機会を通じて広く啓発を行います。

(健康づくり課)

## キ 運動・生涯スポーツの推進

### 《運動習慣の普及》

加齢に伴って生じる筋力低下や歩行能力の低下を予防し、運動機能の維持・向上による介護予防を図るために、健康体操(「健康くらしき 21・Ⅱ・健康マーチ」)や日常生活における歩数の増加等の普及に努めます。

また、愛育委員会が中心になって作成したウォーキングマップ「くらしき まち歩きさと歩きマップ」の普及啓発や、マップを活用した健康ウォーキング大会を関係機関と協働して開催するなどにより、運動習慣の普及に努めます。

(健康づくり課)

### 《ゲートボール場設置の助成・グラウンドゴルフ場整備費の助成》

老人クラブが設置するゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

(健康長寿課)

### 《運動・スポーツの活動支援》

市民の誰もが気軽に参加できる「市民あるく日」や、ニュースポーツを体験できる「地域健康スポーツ教室」の開催、「学区体育祭補助金」制度による地域住民のスポーツ活動の促進、スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員の派遣を行います。(スポーツ振興課)

### ク 健康づくりに関する講座(転倒予防・介護予防)の開催

#### 《健康に関する出前講座の開催》

倉敷市総合福祉事業団等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえ、介護予防の充実を図るため、健康に関する各種講座を開催します。

また、各種団体と連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。若い世代からの健康づくりの取組が介護予防につながることから、保健部門とも連携し効果的な啓発を進めます。(健康長寿課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防事業参加者延人数 (倉敷市総合福祉事業団関連)	人	19,000	20,000	21,000

#### 《市民参加型の学習の場の充実》

市民の健康意識の向上と健康習慣の改善による健康増進を図るために、保健師、栄養士、歯科衛生士等が、出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉えて、生活習慣病や転倒・骨折などの予防に関する健康教育を実施します。実施にあたっては、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場の充実を目指します。

(健康づくり課)

ケ 経済的負担に対する助成

《予防接種の実施》

高齢者に対し、接種費用を助成することで、予防接種を促進し、疾病の発症や重症化を予防します。 (保健課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者インフルエンザの 予防接種者数	人	87,000	88,000	88,000

《高齢者はり・きゅう施術費の助成》

70歳以上の高齢者で、運動器疾患及び末梢神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要な人に対して、施術券を交付し、施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の維持・増進を図ります。 (健康長寿課)

《老人入浴券の交付》

65歳以上の高齢者で自宅に入浴設備がなく、生計中心者の市民税が均等割課税以下の世帯の方に対し、公衆浴場の入浴券を交付することで、高齢者の福祉の向上を図ります。 (健康長寿課)

### 3 安心して医療を受けるために

#### (1) 現状と課題

健やかなまちづくりを実現するためには、高齢者がいつでも身近なところで安心して、質の高い保健や医療が受けられる環境を整えることが必要です。そのためには、医師会など、関係機関との連携を強化し、救急医療体制の維持や充実を図るとともに、医療機関、保険制度等の情報提供を行い、いつでも安心して受診や相談ができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を推進する必要があります。

#### (2) 施策の展開方向

##### ア 医療機関・保険制度の情報提供の充実

###### 《医療保険制度の情報提供》

医療保険制度については、出前講座、倉敷広報チャンネル、広報紙などを積極的に活用し、情報提供に努めます。  
(医療給付課・国民健康保険課)

###### 《医療機関の情報提供》

ホームページや保健所だよりなどを利用して、「おかやま医療情報ネット」の周知や医療機関の情報提供を行います。  
(保健課)

##### イ 在宅医療と介護連携の推進

###### 《在宅医療・介護を支える体制整備》

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、特に入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの対応など、さまざまな局面において、在宅医療と介護に関わる多職種が連携するための体制整備を推進します。  
(健康長寿課)

###### 《多職種連携の推進》

医療や介護の連携が必要な時、患者の情報がスムーズに共有できるよう、多職種による事例検討会や研修、交流会等を継続的に行いながら、連携の裾野を広げ、顔の見える関係づくりを強化していきます。  
(健康長寿課)

### 《医師会等関係団体と連携した取組》

医師会等の関係団体と協働し、在宅医療を行う医師等の増加に向けて、医師をサポートする多職種と医師の連携強化を図る勉強会の開催等に取り組みます。

(健康長寿課)

### 《市民への啓発の推進》

在宅医療や人生の最終段階について、市民の理解促進に向けた普及啓発を、高齢福祉部門と保健部門が連携して取り組みます。

また、もしもの時のために本人の意向を尊重した医療が行われるよう、あらかじめ本人、家族、医療・介護等関係者で話しあうなど、ACPの考え方について市民や専門職がお互いに学び合う場づくりを進めます。

(健康長寿課・健康づくり課)

### 《医療・介護の専門職からの相談対応》

認知症の困難事例などについて適切な支援を提供するため、医療・介護の専門職が相談できる窓口を設置し、相談対応を実施します。

(健康長寿課)

## ウ かかりつけ医等の推進

### 《かかりつけ医等の啓発》

市民に対し、日常の健康状態(体質・病歴等)を把握し、疾病の予防や治療、生活習慣の管理など、日頃から気軽に相談ができ、いざという時には専門医を紹介してくれる身近な「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」を持つように啓発します。

また、市内病院等が中心となって実施している、地域住民と医療機関がともに考え、心かよう地域医療を目指す取組などを引き続き支援します。

(健康長寿課・保健課・健康づくり課)

## エ 緊急医療体制の確保

### 《緊急医療体制の確保》

岡山県と協力して、休日及び夜間における市民の急病の医療需要に対処する医療体制を確保し、市民がいつでも安心して医療が受けられる環境を提供します。

(保健課)

オ 医療機関への指導・監査

《病院、診療所などへの立入検査》

市民に適切で良質な医療が提供されるよう、医療機関への立入検査・自主点検及び指導を行い、医療機関の医療安全対策の充実強化を図ります。 (保健課)

カ 患者からの相談対応体制の整備

《医療安全相談窓口による相談》

医療に対する心配事や苦情の相談に対応し、患者家族の不安解消や中立的な立場から患者と医療機関との双方の問題解決に向けた取組を支援するように努めます。 (保健課)

## Ⅱ 生きがいをもてるまちづくり

生きがいのもてるまちづくりを推進するため、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組みます。

### 1 さまざまな人々とふれあうために

#### (1) 現状と課題

高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、一人でも多くの高齢者が活動的な生活を営めるように、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩の場の創出が求められています。

本市では、くらしき健康福祉プラザ、まびいきいきプラザ、老人福祉センター、憩の家、公民館等を利用して、高齢者の介護予防活動や交流活動、仲間づくり活動を推進しています。さらに、イベントの開催や高齢者のスポーツ活動等への支援を通じて、高齢者がさまざまな人とふれあい、交流する場の確保に努めており、これらの支援を今後も引き続き推進する必要があります。

#### (2) 施策の展開方向

##### ア 老人福祉センター・憩の家の活用

##### 《老人福祉センター・憩の家》

地域における介護予防事業の拠点として、老人福祉センター(市内4か所)や憩の家(市内37か所)を活用することにより、高齢者等が気軽に集い、仲間との出会いや交流の機会を提供します。(健康長寿課)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
老人福祉センター延利用者数	人	56,800	56,800	56,800
憩の家延利用者数	人	275,000	275,000	275,000



## イ 多様なふれあいの場への支援

## 《三世代ふれあい交流事業の支援》

三世代(子ども、親、高齢者)で行う軽スポーツ、レクリエーション等の大会を通じた交流を支援することで、若年者の高齢者に対する理解を深めるとともに、長寿社会における高齢者の健康と生きがいを高め、介護予防を図ります。(健康長寿課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
三世代ふれあい交流事業 参加人数	人	5,650	5,700	5,750

## 《いきいきふれあいフェスティバルの実施》

誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支え合える社会づくりに資することを目的とし、健康づくり、ボランティア体験、スポーツ・レクリエーション等のイベントを行います。(保健福祉推進課)

## ウ 仲間づくり・地域交流の支援

## 《ふれあいサロン活動》

日ごろから外出することが少ないひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。

(健康長寿課)

(P124 I-1-(2)イ 再掲)

## 《老人クラブ活動の支援》

老人クラブの活動を支援することにより、高齢者の仲間づくりを促すとともに、教養の向上、健康増進及び社会奉仕などの活動により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。(健康長寿課)

## 《ゲートボール場設置の助成・グラウンドゴルフ場整備費の助成》

老人クラブが設置するゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。(健康長寿課)

(P130 I-2-(2)キ 再掲)

## 2 いつまでも学び続けるために

### (1) 現状と課題

高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。

生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。そのためには、高齢者から講座のテーマや内容について、意見、要望を聞くだけでなく、高齢者が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

また、現在の社会では、携帯電話やインターネット等のIT(情報技術)を活用することが生活の一部となっています。このため、ITによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューを提供することが必要です。

### (2) 施策の展開方向

#### ア 各種講座・催しの実施

##### 《生きがいデイサービス事業の実施》

介護保険の給付の対象とならないおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、憩の家等で生きがいや健康づくりに関する各種講座等を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を推進します。

(健康長寿課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生きがいデイサービス事業 延受講者数	人	5,500	5,500	5,500

## 《シルバー作品展の実施》

市内在住の60歳以上の方を対象に、長い間社会に貢献した豊かな知識・技術や趣味などを生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通じた生きがいの増進を図ります。  
(健康長寿課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
シルバー作品展出展者数	人	380	390	400

## 《さまざまな講座及び催し》

市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や健康づくり・環境問題など地域・社会が抱えるさまざまな課題の解決へのきっかけとなるような学習機会の提供や、「いきいきとした人づくり」「住みよい地域づくり」という公民館の目的を踏まえ、市民参加・市民との協働による事業や市民相互の交流を図る事業、学習成果を地域に還元することができるような事業の実施に努めます。  
(市民学習センター)

### 3 知識や経験を生かして社会に役立つために

#### (1) 現状と課題

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進められるよう啓発を進める必要があります。

#### (2) 施策の展開方向

##### ア 地域活動の意欲向上の支援

###### 《倉敷マスタース制度》

高齢者が人生を充実して生き、また長年の人生経験で積み上げた多くの知恵をよりよい地域社会をつくるために生かしていく意欲を持ってもらうために、80歳以上の高齢者で他の高齢者のお手本となる方に「倉敷マスター」の称号を贈り、その活躍の様子を広く市民に紹介します。 (健康長寿課)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
倉敷マスター認定者数	人	10	10	10

##### イ 就業による地域活動等の支援

###### 《シルバー人材センターへの加入・就労の促進》

就業を通して生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会をつくるため、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、公益社団法人倉敷市シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

また、地域住民の日常生活における介護や生活支援の困りごとに対して、サービスを提供できるよう会員のスキルアップや担い手を充実させる研修を実施します。

(健康長寿課)

**《公園等の清掃管理委託》**

市が管理する公園等の除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者にお願いすることで、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会とし、地域社会とのつながりの保持や健康で生きがいある生活づくりを図ります。 (健康長寿課)

**ウ ボランティア活動の支援****《いきいきポイント制度》**

高齢者等が介護施設や子育て支援拠点等でのボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、参加者自身の健康増進・介護予防を図っていくことを支援します。 (健康長寿課)

(P124 I-1-(2)イ 再掲)

**《市民活動の支援(倉敷ボランティアセンター)》**

ボランティアの養成・育成及び活動の支援を通じて、市民・団体の福祉意識の高揚とボランティア活動の推進によって、社会福祉の増進を図ります。 (社会福祉協議会)

**《介護サービス利用中の社会参加活動》**

若年性認知症の方や高齢者が、通所サービス等の利用中に有償での取組も含めたボランティア活動や就労的活動を行うことができることについて事業者に周知し、社会参加の促進を図ります。 (指導監査課)

## Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを推進するための社会の仕組みづくりと各種サービスの提供、気軽に出かけられる交通環境等の整備、快適な住まいの整備に取り組みます。

### 1 安全・安心な暮らしをおくるために

#### (1) 現状と課題

高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

防災対策としては、自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、小地域ケア会議や老人クラブ連合会などの関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、倉敷市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度に防災の専門家などで構成する「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」を開催し、高齢者をはじめとする避難行動要支援者の問題などについて提言を取りまとめ、防災対策に生かすこととしています。

防犯対策としては、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発活動の推進や情報提供・相談体制の充実が求められています。

また、近年、高齢者のかかわる交通事故が増加していることから、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導が必要です。

さらに、安否確認や相談、日常生活の支援など、高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

#### (2) 施策の展開方向

##### ア 防災対策の推進

###### 《避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備》

災害時に自力または家族の支援を受けての避難が困難な方の情報を避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の避難支援や安否確認を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

(保健福祉推進課)

### 《防災知識の普及啓発》

市民一人ひとりが災害時の安全を確保できるよう、出前講座や広報紙、防災イベントでの防災アドバイス等により、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及啓発等を行います。

また、小地域ケア会議など地域の関係機関や団体を通じ、要配慮者の早期避難や、マイ・タイムラインの普及など防災知識の普及啓発や、防災マップの作成など、地域の防災意識の向上に努めます。  
(防災推進課・健康長寿課)

### 《防災訓練の実施》

自主防災組織と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。

(防災推進課)

### 《自主防災組織の設立促進》

災害時に市民一人ひとりの命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、出前講座等により災害知識の普及啓発を行い、町内会などを単位とした自主防災組織(自主防災会)の結成を促進します。  
(防災推進課)

### 《介護事業所等における災害対策》

倉敷市地域防災計画で定める河川洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある介護事業所等の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定及び計画に基づいた避難訓練の実施を促し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努めます。

また、介護事業所に対し、想定される災害の種類別の非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、避難に要する時間や避難経路等を確認するよう指導等を行います。

さらに、災害が発生した場合であっても、利用者に対する必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)の策定、研修及び訓練(シミュレーション)の実施状況を定期的に確認するとともに、指導等を行います。

(防災推進課・指導監査課)

イ 防火対策の推進

《地域における防火対策の推進》

地域住民の防火意識の高揚及び家庭を中心とした防火防災体制の強化を図るため、火災予防に関してインターネット等を活用した広報、防火ポスター・チラシの配布、防火講話等を行います。

また、火災による被害を最小限に食い止めるため、地域の自衛消防組織の結成を促進します。(消防局予防課)

《高齢者・障がい者世帯を含む住宅防火指導》

住宅防火対策を強化するため、高齢者等の世帯を含む住宅防火指導を実施し、火気使用器具等の取扱い時の注意喚起、消火器等の点検・整備の励行や住宅用防災機器の設置及び点検を推進します。(消防局予防課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者世帯等の防火査察件数	件	2,400	2,400	2,400

ウ 交通安全対策の推進

《高齢者向け交通安全教室の実施》

高齢者を対象に交通安全教育を実施し、自分の身体能力を踏まえた道路の横断や自転車の利用、車の運転について理解を深めてもらえるよう指導することで、高齢者のかかわる交通事故の防止に努めます。(生活安全課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者向け交通安全教室受講者数	人	300	300	300



## エ 消費者被害の防止

### 《消費者被害防止のための啓発》

高齢者からのインターネットに関する相談が増加しており、これに役立つ情報提供を行います。

悪質商法の手口、その対処法等消費者知識を身につけ、消費者被害に巻き込まれず、安全で快適な生活が送れるよう、講演会や出前講座・広報紙、SNS、マスコミ等を利用し、啓発活動を行います。  
(消費生活センター)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
出前講座・広報紙・SNS・マスコミ等による啓発活動回数	回	80	80	80

## オ 安否確認・見守りの推進

### 《緊急通報装置の設置》

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安感の解消及び急病・災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。  
(健康長寿課)

### 《電話による安否確認》

ひとり暮らし高齢者等を対象に定期的に電話による安否確認を実施するとともに、福祉サービスの情報提供や、相談支援などを実施します。  
(健康長寿課)

### 《給食サービスによる見守り》

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、高齢者等の福祉の増進を図ります。  
(健康長寿課)

(P127 I-1-(2)キ 再掲)

カ 相談窓口の強化・連携の推進

《高齢者支援センターでの相談》

高齢者支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・福祉・医療・介護等に関するさまざまな相談に応じています。また、高齢者の支援において、障がい者や子ども等の相談があった場合は必要な支援に結びつくよう、専門相談機関同士の連携を強化します。 (健康長寿課)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者支援センター相談件数	件	108,000	108,500	109,000

《くらしき健康福祉プラザ一般の初期相談》

高齢者、障がい者、その家族に対する保健福祉に係る一般の初期相談等を行い、保健福祉の向上に役立つ情報提供を行います。

また、手話通訳者による聴覚障がい者の相談及び各種手続の支援を行います。

(保健福祉推進課)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健福祉相談室利用者数	人	5,500	5,500	5,500

キ 福祉情報の提供

《くらしき健康福祉プラザでの福祉情報の提供》

くらしき健康福祉プラザにおいて、保健・福祉に関する市・県・国等の情報を収集し、窓口、電話、図書、資料、インターネットにより総合的に提供します。

(保健福祉推進課)

ク 短期施設入所体制の確保

《生活支援ショートステイ》

虐待等のため家庭内で生活することが困難な高齢者に対して、養護老人ホームにおいてショートステイサービスを提供することで、高齢者及びその家族を支援します。

(福祉援護課)

## ケ 介護事業所における感染症対策

### 《介護事業所への指導等の実施》

介護事業所に対し、適切な感染予防対策が行われているかを定期的に確認し、指導等を行います。さらに、感染症が発生した場合であっても、利用者に対する必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護事業所に対し、業務継続計画(BCP)の策定、研修及び訓練(シミュレーション)の実施状況を定期的に確認するとともに、指導等を行います。

(指導監査課)

## 2 気軽に外出するために

### (1) 現状と課題

高齢者が積極的に社会参加し、いつまでもいきいきと暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

本市では、平成9(1997)年4月に「倉敷市福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を設置し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、主に中心市街地の歩行者空間をバリアフリー化するため、段差の解消や視覚障がい者用床材の敷設を進めています。

さらに、公共交通機関を利用した移動の円滑化については、平成18(2006)年3月に「倉敷市交通バリアフリー基本構想」を策定するとともに、平成20(2008)年3月に「倉敷市美観地区バリアフリー整備計画」を策定して、重点整備地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化を推進しています。

高齢者の移動手段の確保については、市民のニーズが高く、ニーズ調査によると外出を控えている高齢者の15%が、その理由として「交通手段がない」ことをあげています。高齢者の外出を支援することは介護予防にもつながることから、交通施策との連携を図りながら、先進事例を踏まえて検討を行います。

### (2) 施策の展開方向

#### ア 高齢者や障がい者にやさしい公共施設の改修

##### 《バリアフリー化への改善・改修》

バリアフリー市民会議での意見を参考に、公共施設のバリアフリー化への改善・改修を行うことで、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安全かつ快適に施設を利用でき、暮らしやすいまちづくりを推進します。  
(保健福祉推進課)

#### イ 安全に通行できる道路環境の整備

##### 《バリアフリーの市道整備》

バリアフリー市民会議での委員の現地確認等による調査に基づいた提言を参考に、すべての人が安全かつ快適に生活できるバリアフリーの市道整備を推進します。  
(保健福祉推進課)

## ウ 交通弱者の移動支援

### 《移動手段確保の検討》

バス路線が廃止されたり、公共交通がない地域などにおいて、日常生活に最低限必要な移動手段をどのように確保することができるか検討を行います。（交通政策課）

### 《地域の支え合い活動による移動支援》

生活支援コーディネーターが、高齢者支援センターや社会福祉協議会、コミュニティ協議会、小地域ケア会議と連携し、地域住民が主体となり実施している、高齢者の買い物や通院等のための外出支援などの支え合い活動を支援します。（健康長寿課）

### 《コミュニティタクシー導入の支援》

バス路線が廃止されたり、公共交通がない地域で、地域が主体となって高齢者等の移動手段を確保するコミュニティタクシーの運行費の一部等を支援します。

（交通政策課・健康長寿課）

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
コミュニティタクシーの導入を行う地区数	地区	11	11	11

## エ ノンステップバス等を導入する事業者への支援

### 《ノンステップバス購入費の支援》

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るため、公共交通事業者に対して、ノンステップバスの購入費を支援します。（交通政策課）

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
市内を運行するノンステップバスの台数	台	26	27	28

### 3 暮らしやすい住まいのために

#### (1) 現状と課題

高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保とそこでの適切な支援の提供が必要です。高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及啓発を図るとともに、高齢者向け住宅の質を担保しつつ、入居者に対してその状態像等に応じた介護サービス等適切な支援が提供されるように進めることが求められます。住宅改造助成制度の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

#### (2) 施策の展開方向

##### ア 自宅での生活の支援

###### 《高齢者等住宅改造の助成》

介助を必要とする高齢者等が、暮らしやすい生活ができるようにするために、自宅を改造する場合、その費用の一部を補助し、自立を助長するとともに、介助者の負担の軽減を図ります。 (介護保険課)

##### イ 高齢者向け住宅の環境の整備・入居者への適切な支援

###### 《サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進》

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えたサービス付き高齢者向け住宅の登録制度の普及及び管理の適正化を通じて、高齢者が安心して居住できる環境の整備を図ります。 (住宅課)

###### 《サービス付き高齢者向け住宅における適正な介護サービスの提供》

サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して介護サービスの提供が適切に行われるよう、ケアプランのチェックを行うとともに、事業者に対し指導等を行います。

(介護保険課・指導監査課)

###### 《高齢者に配慮した市営住宅の整備》

住戸のバリアフリー化をはじめ、高齢者世帯や子育て世帯などさまざまな世帯の交流に資するコミュニティスペースの設置など、高齢者に配慮した住みやすい市営住宅の整備を図ります。 (住宅課)

**《シルバーハウジング入居者の支援》**

シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応等サービスを提供することにより在宅生活を支援します。  
(健康長寿課)

**《軽費老人ホームの周知》**

軽費老人ホームの役割や施設機能、空き状況等を周知することにより、居住支援・生活支援を図ります。また、事業者と連携し、例えば、専門的な支援(ソーシャルワーク)機能を強化するなど、地域福祉の重要な役割を担う施設としての機能を高める方策を検討します。  
(健康長寿課)

**ウ 福祉用具の情報提供****《くらしき健康福祉プラザでの福祉用具の展示普及》**

くらしき健康福祉プラザにおいて、介護用品・福祉用具・住宅改造モデルを展示し、高齢者や障がい者が在宅生活を営む上で必要な用具等の知識が得られるよう情報提供、助言、説明を行います。  
(保健福祉推進課)

## Ⅳ 支え合うまちづくり

支え合うまちづくりを推進するため、地域支援・生活支援の充実と、充実した介護を実現するための基盤整備及び仕組みづくりに取り組めます。

### 1 地域で安心して暮らすために

#### (1) 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加が今後も見込まれる中において、高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくために、地域ケア会議や小地域ケア会議等の場も活用しながら、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会等と連携して、地域づくりを進める必要があります。

地域づくりを推進する生活支援コーディネーターが地域の支え合い活動を支援し、活動の充実を図ることが求められます。専門機関の連携の強化を図るとともに、地域・企業・団体を巻き込んで見守りを進めるなど、支援が必要な高齢者等を身近な地域で支える地域づくりを促進する必要があります。これは、障がい者や子育て家庭、若者等の支援が必要な方も含めてすべての住民が地域で役割を持ち活躍できるような、地域共生社会の推進にもつながるものです。

認知症の人への理解を深めるための啓発等を強化するとともに、早期診断・早期対応を進め、必要な場合には、医療・介護サービスに早期につなげるようにすることが求められます。

さらに、近年、高齢者に対する虐待事例の増加や認知症高齢者の増加等により、高齢者の権利擁護が重要な課題となっていることから、市及び関係機関・団体が連携を強化して虐待の早期発見と防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。



## (2) 施策の展開方向

## ア 地域の支え合い活動の支援

## 《生活支援コーディネーターによる地域の支え合い活動の支援》

地域づくりを応援する生活支援コーディネーターを配置し、地域のふれあいサロン等の通いの場の充実や担い手の育成など、地域の支え合い活動の支援を行います。

(健康長寿課)

## 《地域の支え合い活動の普及啓発》

地域支え合い活動をテーマとしたフォーラムを開催し、地域の支え合いの普及啓発を行うとともに、サロン活動団体等の交流会を開催し、活動の推進や質の向上を図ります。

(健康長寿課)

## 《生活・介護支援サポーターの養成》

高齢者に対する生活サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成します。また、ボランティア活動をしたい人が実際の活動につながるよう、マッチングを強化していきます。

(健康長寿課)

## 《倉敷たすけあいサービスの実施》

お年寄りや心身に障がいを持つ方、ひとり親家庭や妊産婦の方などが、日常生活上の家事で困っているとき、「困ったときのたすけあい」の心を持った地域の人々(協力会員)がそのお宅を訪問し、お手伝いをするを通じて、住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

(社会福祉協議会)

## 《生活支援サービス団体連絡会の実施》

さまざまな種類の生活支援サービスを行う団体間のネットワークを構築し、活動状況や課題、解決方法などを共有することで、お互いに協働できる体制づくりに努めます。

(社会福祉協議会)

## 《高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議の開催》

高齢者が元気に活躍できる地域づくりを進めるため、市、高齢者支援センター、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等が参画する会議を開催します。会議では、生活支援、介護予防につながる取組を検討するなど、高齢者の地域生活を支える生活支援の基盤整備を推進します。

(健康長寿課)

### 《地域福祉基金による民間団体等の活動への助成》

地域福祉活動を促進し、地域ぐるみで市民の保健福祉の増進を図るため、基金を設置し、これを財源に委託事業及び助成事業(①在宅福祉の普及・向上②健康づくり、生きがいつくり、自立支援及び社会参加の推進③ボランティア活動の活発化)を実施します。

(保健福祉推進課)

### 《市民企画提案事業の活用》

地域の支え合い活動をはじめとする、地域の身近な課題を解決するため、市民活動団体と市との協働事業や、市民活動団体が単独で実施する公益的な自主事業にかかる経費の一部を補助します。

(市民活動推進課)

## イ 認知症施策の推進

### 《認知症キャラバン・メイトの養成・交流》

認知症サポーター養成講座の講師となる認知症キャラバン・メイトについては、高梁川流域連携の枠組みも活用しながら養成を進め、認知症サポーター養成講座を多くの方が受けられるような環境を整備します。

さらに、養成したキャラバン・メイトが活動しやすい体制を整備するとともに、メイト同士が情報交換・交流できる機会を設け、スキルアップや活動の活性化、ネットワークの構築を図ります。

(健康長寿課)

### 《認知症の普及啓発》

若年性認知症を含む認知症への地域全体の理解を深めるために、他分野と連携し、広く市民に対して出前講座やさまざまな場で健康教育などを実施し、正しい理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及啓発を図ります。また、当事者からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす認知症の人や家族とともに普及啓発に取り組んでいきます。

(健康長寿課・健康づくり課)

### 《認知症サポーターの養成》

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する認知症サポーターを、地域の方に加え、企業、団体、学校など幅広い層に向け養成を進めます。

また、若い世代からの認知症の理解を進めるため、小学生及び中学生を対象にした認知症キッズサポーターの養成も促進します。

(健康長寿課・健康づくり課)

### 《認知症マイスターの養成とチームオレンジの推進》

認知症の人や家族と共に生きる地域づくりに向けて、認知症の理解促進や普及啓発、認知症カフェやチームオレンジ等への参画や運営等のボランティア活動に取り組む認知症マイスターを養成します。

また、認知症の人や家族のニーズをマッチングし、継続的に活動する仕組みであるチームオレンジを推進します。 (健康長寿課)

### 《認知症カフェの支援》

認知症の人への支援と家族の介護負担を軽減するため、認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に集まり、悩みや困りごと、相談等や認知症の理解を深めることのできる「認知症カフェ」を支援します。

さらに、認知症カフェ運営者の交流会開催により、認知症カフェの取組内容の充実及び地域への定着を目指します。 (健康長寿課)

### 《認知症初期集中支援チームの活動推進》

医師、看護師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームを医療機関に設置しています。認知症が疑われる人などに対して、訪問等により、初期の支援を包括的、集中的に行います。支援が必要な方がチームに早期につながるよう、周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、活動を推進します。 (健康長寿課)

### 《認知症地域支援推進員の活動推進》

認知症地域支援推進員が、認知症の人に対して医療・介護及び生活支援などのさまざまなサービスを組み合わせて支援ができるよう、地域でのネットワークの形成を進めます。関係機関や認知症の人と家族の会等との連携した取組、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。認知症サポーター養成講座や、認知症カフェの設置、チームオレンジのコーディネートなど、取組内容の充実に向けた支援などを行います。 (健康長寿課)

### 《認知症ケアパスの普及》

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の状況に応じた適切なサービス提供の流れを示す「くらしき認知症ガイドブック」と、不安に感じる方が早い段階で、必要な支援につながるように、相談窓口などの情報をまとめた「もの忘れがはじまったら」の普及及び活用促進を行います。 (健康長寿課)

### 《認知症高齢者の安全・安心の確保》

認知症等により行方不明になった高齢者を早期に発見、保護するため、必要な方に安心おかえりシールの配付や GPS 端末の導入費用に係る一部補助を行い、認知症の高齢者等の安全やその介護者の負担軽減を図ります。

また、警察等で保護された身元不明の認知症高齢者を緊急的に一時保護するなど、安全・安心確保の取組を行います。 (健康長寿課)

### 《認知症介護基礎研修の受講》

認知症対応力の向上のため、介護事業所に対し、医療・福祉関係の資格を有さない介護職員等に認知症基礎研修を受講させるための必要な措置を講じているかを定期的に確認し、指導等を行います。 (指導監査課)

### 《若年性認知症の取組》

若年性認知症については、診断に対する不安に加え、就労等の経済面への影響など、本人のみならず家族の生活への影響も大きいことから、相談先の周知や安心して過ごせる居場所の充実、家族など介護者の負担軽減に向けた取組を進めます。理解促進と社会参加活動の促進に向け、障がい福祉分野や、一般企業に向けた働きかけを行います。 (健康長寿課)

### 《医療・介護の専門職からの相談対応》

認知症の困難事例などについて適切な支援を提供するため、医療・介護の専門職が相談できる窓口を設置し、相談対応を実施します。 (健康長寿課)

(P134 I-3-(2)イ 再掲)

## ウ 地域・企業・団体等と連携した見守り強化

### 《地域での見守りネットワークの構築》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、小地域ケア会議等とも連携して、地域の実情に応じた見守りネットワークを形成することで、高齢者の孤立を防止し、心身の状態や生活の変化の速やかな把握に努め、状況に応じた適切なサービスに結びつけます。 (健康長寿課)

### 《友愛訪問》

愛育委員、栄養委員、婦人会、地区社会福祉協議会関係者、ボランティアが、おおむね65歳以上のひとり暮らし・ねたきり高齢者宅を訪問することで、高齢者の孤独感の解消に努めるとともに、安否の確認等を行います。 (健康長寿課)

### 《くらしき見守りネットワークの推進》

高齢者や子どもなどが地域で安心して暮らせるような地域づくりを推進するため、見守りに協力していただける地域の団体、企業と連携して立ち上げた、「くらしき見守りネットワーク」により、地域の高齢者、子どもに何らかの異常を発見した場合に、適切かつ速やかに市役所などに連絡をします。 (健康長寿課)

## エ 地域による支援体制の構築

### 《避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備》

災害時に自力または家族の支援を受けての避難が困難な方の情報を避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の避難支援や安否確認を円滑に実施できる体制づくりを進めます。 (保健福祉推進課)

(P142 Ⅲ-1-(2)ア 再掲)

《高齢者支援センターによる実態把握の推進》

介護予防や介護保険、地域の見守り等の支援が必要な方を把握することを目的に、高齢者支援センターがひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に家庭を訪問し、高齢者の生活状況等を聞き取る実態把握調査を推進し、支援が必要な方へは早期の支援につなげるよう取り組みます。 (健康長寿課)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者支援センターによる 実態把握調査件数	件	21,000	21,250	21,500

オ 日常生活の自立支援

《日常生活用具の給付》

65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の在宅での日常生活の便宜を図るために、日常生活用具を給付します。 (健康長寿課)

《福祉サービスの利用援助》

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を提供することにより、利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援することを通じて、利用者の権利の擁護に努めます。 (社会福祉協議会)

目標指標	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日常生活自立支援事業利用者数	人	70	70	70

## カ 高齢者等の権利擁護

### 《高齢者虐待の防止》

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に基づき、高齢者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制を確保し、高齢者虐待への相談・対応などを適切に行います。

高齢者虐待を未然に防止し、早期に解決するため、虐待の疑い等の支援課題の把握(発見)から見守り体制の確保、緊急時の対応や継続的な支援まで、各種支援機関や窓口と連携協力して一体的に取り組みます。また、対応に苦慮する案件については、支援方針等の検討において弁護士等の専門職の助言を確保するなど、適切な対応に努めます。

(福祉援護課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者虐待相談件数	件	160	160	160

### 《成年後見制度の利用促進体制の整備》

「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」に基づき、成年後見制度の重要性について周知・啓発に努めるとともに、成年後見制度を必要とする方に安心して利用していただけるよう、制度の利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な関係機関等との連携協力体制を整備します。

(福祉援護課)

### 《成年後見制度の利用に関する相談体制の整備》

成年後見制度の利用を必要とする人が早期から制度の利用を相談できるよう、高齢者支援センターなどの身近な相談窓口で制度の紹介や相談に応じます。

また、成年後見制度の利用や手続きについて、高齢者やそのご家族が安心して相談できる体制の整備に努めます。

(福祉援護課)

### 《成年後見制度の利用支援》

成年後見制度の利用が必要と判断される場合で、申立てをする人がいない場合には、本人に代わって市長が審判請求(市長申立て)を行います。また、成年後見制度を利用している人(被後見人等)で、生活保護の受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる場合には、後見人等への報酬費用を助成するなど、成年後見制度の利用支援に努めます。(福祉援護課)

目 標 指 標	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見人市長申立件数	件	80	80	80

### 《高齢者支援センター機能の充実》

高齢者支援センターの適切な運営の確保と、研修などを通じ、高齢者支援センター職員の質の向上を図ります。また、高齢者支援センターと関係行政部署との連携強化を図ります。(健康長寿課)



## 2 介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために

### (1) 現状と課題

介護職員の人材不足が指摘され、本市でもこのままのサービス利用が続けば、令和22(2040)年までに新たに約2,000人の介護職員の増が必要となるという推計もされています。質の高い介護サービスを高齢者が受けられるようにするためには、介護職員の確保が不可欠です。地域医療介護総合確保基金の活用や、介護保険事業者等連絡協議会など関係団体と連携して、人材確保に向けた取組を進めることが必要です。

全国的には不適正事案が指摘されるケースもあることから、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進などが重要となります。介護保険制度の持続可能性を高めるために、給付の適正化も求められます。

また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることなどから、要介護認定を遅滞なく適正に実施していくことが必要です。

高齢化と核家族化が進む中、老々介護や介護離職防止の観点から、介護者の肉体的・精神的な負担軽減も重要です。なお、本市の在宅介護実態調査では介護者が不安に感じる介護として「認知症への対応」があげられていることにも留意が必要です。

### (2) 施策の展開方向

#### ア 介護人材の確保

##### 《地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保支援》

介護施設等において、介護現場の生産性向上や職場環境の改善等に資するために必要な経費について、基金を活用した補助を行います。また、外国人労働者の活用は人材確保の手段として有効であるため、県と連携し、外国人を含む介護人材を確保するための事業の実施・検討を行います。(介護保険課)

##### 《介護従事者確保事業》

介護従事者の育成や定着を図るため、介護事業所の施設管理者などを対象とした介護職員キャリアパス導入支援研修や、新人職員を対象とした介護職員新人職員研修を実施します。(介護保険課)

### 《訪問看護師確保対策事業》

在宅医療・介護サービスの提供を行う訪問看護ステーションの人材について、訪問看護師の確保を支援するため、看護学生、高校生、大学生の訪問看護ステーションでの職場体験や、看護資格のある未就業者による職場体験を行います。（介護保険課）

### 《高齢者支援センターへの人材確保支援》

高齢者支援センターにおいて、医療、福祉系の大学での講義や実習生の受け入れを通じ、高齢者支援センターの業務ややりがいについて伝え、より良い人材の確保に努めます。（健康長寿課）

## イ 介護従事者の支援

### 《研修受講の案内・周知》

高齢者が安心して暮らすことのできる社会を実現するために、介護従事者が重要な役割を担っていることから、介護従事者の資質の向上のため、倉敷市介護保険事業者等連絡協議会等の研修受講の案内や周知を行います。（介護保険課）

### 《文書に係る負担軽減》

介護従事者の負担を軽減するため、指定申請や報酬請求等に係る様式を国が定める標準様式とすることにより、文書に係る負担を軽減して、業務の効率化を行います。

また、令和7(2025)年度末までに、「電子申請・届出システム」を利用して、事業者がオンラインにより申請・届出等を行うことができるようにします。（指導監査課）

### 《ハラスメント対策》

介護従事者の就業環境が害されることのないように、事業所に対し、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が行なわれているかを定期的に確認し、指導等を行います。

（指導監査課）

## ウ 事業者の指導・監督

### 《事業者の適切な指定・更新》

市民に適切で良質な介護サービスが提供されるよう、事業所に対し定期的に指導を行うとともに、必要に応じて監査を実施します。さらに、事業所から提出された介護現場における事故報告を集計して検証し、事業所と共有する取組を行います。

また、事業者が指定基準を遵守し、適正な事業運営を行うよう、適切な指定・更新を行うとともに、地域密着型サービス事業所においては、「倉敷市社会福祉審議会介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会」からの意見を参考に新規指定を行います。  
(指導監査課)

## エ 要介護認定の適正な実施

### 《介護認定審査会の円滑な運営》

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、要介護認定申請、認定調査、介護認定審査会等、要介護認定に関する業務の効率化等も踏まえながら、必要な体制を計画的に整備していきます。また、介護認定審査会を円滑に運営し、統一的な審査判定を行うため、定期的に介護認定審査会運営委員会を開催し、要介護認定の適正な実施について審議します。  
(介護保険課)

## オ 介護サービスの適正化・効率化

### 《適正な介護給付にかかる確認・定期的な指導》

介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、認定調査状況チェック、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施します。また、利用者に介護サービスの提供が適切に行われるよう、事業者に対し定期的に指導等を行います。  
(介護保険課・指導監査課)

## カ 入所施設の住環境の充実

### 《施設整備・定期的な指導》

快適な住まいを実現する観点から、特別養護老人ホーム等については、地域の実情などを考慮しながら、ユニット型の整備を基本に、施設を整備します。また、入所者の処遇が適切に行われるよう、施設に対し定期的に指導等を行います。

(介護保険課・指導監査課)

## キ 介護者への支援

### 《家族介護者への支援》

高齢者等や介護者の相談窓口である高齢者支援センターを、広く市民に周知します。

また、適切な介護に関する知識や技術の習得等の家族介護教室の開催や、認知症高齢者への、安心おかえりシールの配布やGPS端末購入費の補助等により、介護者への支援を行います。

(健康長寿課)

### 《在宅ねたきり高齢者等介護手当の支給》

在宅で6か月以上ねたきり高齢者等を介護している方に対し手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

(健康長寿課)

### 《ねたきり高齢者等理美容サービスの助成》

理容院、美容院に行くことができない在宅ねたきり高齢者等で、その介護者が介護手当を受給している方を対象として、居宅に理容師・美容師が訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。

(健康長寿課)

### 《介護用品扶助費の支給》

おむつを必要とする在宅ねたきり高齢者等の紙おむつ等の購入費の一部を助成することで、介護者の経済的負担を軽減し、日常生活を支援します。

(健康長寿課)